

多摩市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

（趣旨）

- 1 多摩市（以下、「市」という。）では、気候変動適応法に基づき、市内の施設を指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）として指定し、熱中症による健康被害防止の取り組みをしています。つきましては、施設の指定にご協力いただける民間施設等を募集します。

（指定施設の実施事項）

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - （1）各施設の出入口等、見やすい場所への市指定のクーリングシェルターである旨を表示したタペストリー等の掲示
 - （2）休息用の椅子等の準備
 - （3）冷房設備の適切な管理
 - （4）環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際には、別紙応募用紙の「③クーリングシェルター開放可能日等（開館時間等）」は必ず開放する。

（応募資格）

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。
 - （1）適当な冷房設備を有する施設
 - （2）利用者が休息できる椅子等を設置できる施設
 - （3）環境省の熱中症警戒アラート等のメール配信サービスに登録して、環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際に速やかに情報入手できる体制にある施設

（施設運用期間）

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日とします。ただし、運用期間中に協定書を締結した場合は、締結日からの運用とします。

（応募方法）

- 5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、電子メールのいずれかの方法によって、市環境部環境政策課に提出してください。

※環境政策課の所在：多摩市関戸6-12-1 東庁舎1階

※環境政策課の電子メールアドレス：tm291000@city.tama.tokyo.jp

(提出後の流れ)

6 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- ・ 市環境部環境政策課にて受領
- ・ 応募内容の審査及び承認・クーリングシェルターとしての指定（協定締結）
- ・ クーリングシェルター施設情報の公表（市公式ホームページ等）
- ・ 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示するタペストリーの配布

※ 応募用紙を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

(物資の配布)

7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布を行います。

- ・ 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示するタペストリー

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。また、冷房設備の電気代は、施設事業者の負担となり、市からの補助金はありません。